

県外大学等進学サポート事業手引き

1 給付の流れについて

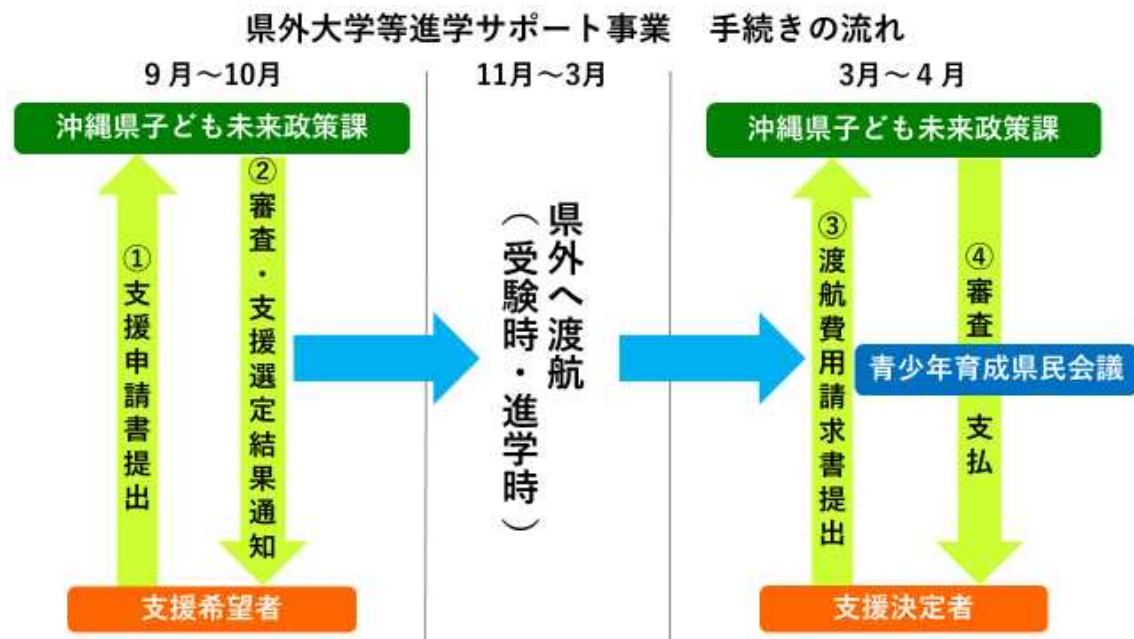
給付までの流れは以下のとおりです。(下図参照)

【支援申請・渡航前】

- (1) 必要書類を揃えて支援申請書を沖縄県子ども未来政策課へ提出。
- (2) 申請書の内容を沖縄県子ども未来政策課が審査し、支援選定結果通知書を送付。

【費用請求・渡航後】

- (3) 必要書類を揃えて渡航費用請求書を沖縄県子ども未来政策課へ提出。
(※翌年4月10日まで)
- (4) 請求書の内容を精査し、不備がないと認めた場合は支援決定者本人(又は保護者)の口座に直接振込。**※(振込は沖縄県青少年育成県民会議から行う)**



2 提出書類

以下の書類を揃えて沖縄県子ども未来政策課へ提出してください。

- (1) 支援申請時

※提出期限 令和4年9月30日

- ア 支援申請書
- イ 県外大学等進学サポート事業支援願書
- ウ 住民票謄本原本(続柄・本籍記載あり、マイナンバー記載なし)

- エ 支援対象年度に、以下のいずれかに該当する事を証明する書類。
- (ア) 親等が児童扶養手当を受給していること。
→児童扶養手当受給者証の写し
 - (イ) 親等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること。
→課税（非課税）証明書※親権者が2名（両親）の場合は2名分
 - (ウ) 里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所している子どもであること。
→措置決定通知書の写し

(2) 渡航費用請求時

※提出期限 令和5年4月10日

- ア 渡航費用請求書
- イ 県外大学等の受験又は進学を証明する書類
 - 例1 受験の証明→検定料の領収書
 - 例2 進学時→合格通知書
- ウ 渡航の際に支払った費用の領収書
- エ 通帳の写し（銀行、支店名、口座番号、名義が記載されているページ）

3 給付対象となる費用

以下に掲げる費用が対象となります。

- (1) 航空運賃、電車賃、モノレール賃及びバス賃
- (2) 宿泊費

ただし、受験時・進学時それぞれの渡航につき1回の支援を原則とし、給付上限は10万円となります。

10万円を超える費用については、自己負担となります。

4 注意事項

- (1) 支援の辞退について
支援選定結果通知の交付を受けた後、諸事情により本事業の支援を辞退する場合、速やかに沖縄県子ども未来政策課へ報告し、辞退届を提出してください。
- (2) 支援対象者について
支援の対象は原則として本人のみとします。
- (3) 渡航費用給付時について
渡航費用の給付事務については沖縄県青少年育成県民会議が行います。渡航費用請求時の書類に不備等があった場合、沖縄県青少年育成県民会議から確認の連絡を行う場合があります。

公益社団法人 沖縄県青少年育成県民会議

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番地1（沖縄県三重城合同庁舎4階）

TEL：098-861-3463 FAX：098-861-3473

e-mail：nobinobi@mco.ne.jp 担当：渡嘉敷 智子

5 その他

(1) 類似の支援事業との併用について

本事業以外で、公的機関が実施する県外大学等の受験・進学に係る渡航費用について、類似の支援事業の対象となっている場合、併用はできません。

なお、給付型奨学金等、受験・進学に係る渡航費用支援以外の支援事業との併用は可能です。

(2) 支援の中止について

次のいずれかに該当する場合は、支援を中止することがあります。

ア 死亡したとき

イ 支援を受けることを辞退したとき

ウ その他支援の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(3) 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

ア 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき。

イ 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき。

ウ その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき。

6 お問い合わせについて

支援の決定に関することや、渡航費用請求に関すること、その他ご不明な点がございましたら、下記の連絡先までお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

沖縄子どもの未来県民会議事務局（沖縄県子ども未来政策課）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL：098-866-2100 FAX：098-869-5146

e-mail：aa031607@pref.okinawa.lg.jp

担当：阿波根 隆太